

令和4年12月三種町議会定例会会議録

令和4年12月9日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
総 務 課 長	石 井 靖 紀	企 画 政 策 課 長	工 藤 一 嗣
税 務 課 長 補 佐	後 藤 一 家	町 民 生 活 課 長	荒 川 浩 幸
福 祉 課 長	清 水 真	健 康 推 進 課 長	小 松 仁
農 林 課 長	工 藤 伸 也	商 工 観 光 交 流 課 長	清 水 秀 文
建 設 課 長	進 藤 敦	上 下 水 道 課 長	近 藤 光 明
琴 丘 支 所 長	渡 邊 裕 子	山 本 支 所 長	皆 川 和 華 子
会 計 課 長	平 澤 仁 美	教 育 長	藤 田 良 博
教 育 次 長	牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 任	齊 藤 亜 美		

一、本日の会議に付した事件

第 1 発言訂正の件

第 2 議案第 4 8 号 令和 4 年度三種町一般会計予算の補正について

第 3 議案第 4 9 号 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 4 議案第 5 0 号 令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 5 議案第 5 1 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について

追加日程第 1 議案第 5 2 号訂正の件

第 6 議案第 5 2 号 令和 4 年度三種町水道事業会計予算の補正について

第 7 議案第 5 3 号 令和 4 年度三種町下水道事業会計予算の補正について

第 8 議案第 5 4 号 三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第 9 議案第 5 5 号 三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について

第 1 0 議案第 5 6 号 三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第 1 1 議案第 5 7 号 三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第 1 2 議案第 5 8 号 三種町職員の定年等に関する条例の一部改正について

第 1 3 議案第 5 9 号 三種町職員の降給の事由に関する条例の制定について

第 1 4 議案第 6 0 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 1 5 議案第 6 1 号 三種町印鑑条例の一部改正について

第 1 6 議案第 6 2 号 三種町立保育園設置条例の一部改正について

第 1 7 議案第 6 3 号 三種町水道事業給水条例の一部改正について

第 1 8 議案第 6 4 号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

第 1 9 議案第 6 5 号 秋田県及び三種町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について

第 2 0 陳情付託委員会の審査報告（発委第 7 号から第 1 1 号までの上程）

第 2 1 陳情第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情

第 2 2 陳情第 6 号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情

第 2 3 陳情第 7 号 介護保険制度の改善を求める陳情書

第 2 4 陳情第 8 号 学校部活動の地域移行に関する陳情書

第 2 5 陳情第 9 号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情

第 2 6 陳情第 1 0 号 米余りを解消し、食糧自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情

- 第27 陳情第11号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書
- 第28 発委第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について
- 第29 発委第8号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書について
- 第30 発委第9号 介護保険制度の改善を求める意見書について
- 第31 発委第10号 学校部活動の地域移行に関する意見書について
- 第32 発委第11号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書について
- 第33 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和4年12月9日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時01分 開会）

議長（加藤彦次郎）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1．発言訂正の件を議題とします。

町長より、12月6日に行われた行政報告での発言内容について、お手元に配付された「発言訂正申出書」のとおり、訂正したい旨の申出がありましたので、会議規則第63条の規定に準じ、議長においてこれを許可します。

以上で、発言訂正の件を終わります。

日程第2．議案第48号「令和4年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

3番（高橋 満）

補正予算の25ページ。昨日、農林課のほうから提出されております8月豪雨、この農林水産業施設災害復旧費の概要ということで出ておりますけれども、この内容については、8月の豪雨と言っておりますけれども、間違いないのか、確認したいと思います。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

8月の豪雨を受けて、いろいろ我々のほうで調査をした結果、工事に該当するであろうということで、今ここに計上させていただいております。

議長（加藤彦次郎）

3番。

3番（高橋 満）

8月の豪雨ということで間違いないかという問いでございます。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

我々のほうでは、そういうふうに判断しております。

議長（加藤彦次郎）

3番。

3番（高橋 満）

判断したということであれば、いろいろと内容について疑義があるところもあるので、若干付け加えて質問したいと思います。

全て8月ということで、その前に発生したという事案はないということで、思っているとかではなくて、ないということで間違いないでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

答弁させていただきます。

ないという判断ではなく、その豪雨によって影響があったというふうに思っております。

議長（加藤彦次郎）

3番。

3番（高橋 満）

この豪雨の前に被害があったところはないのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

高橋議員が申されているのは、多分、我々のほうにもお話をいただいた件についてのことだと思われます。以前にも、その工事箇所として今回上がっている部分について、いろいろと施工しなければいけない部分があったのかもしれませんが、やることができなかった部分があることは、多分、議員さんもお承知のことかと思えます。

それで、まず今回、雨が降ったということで、さらに影響があったのではないかとということで、施工する部分に加えたというところが実情であります。

議長（加藤彦次郎）

3番。

3番（高橋 満）

それで、この8月の豪雨の原因が何かというところまで調査して、こういうふうなものを提案したのでありますか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

いずれ、まず今回の災害に関する全てのものは、予定されている予算ということで、今回議決をいただければ、この予算措置を踏まえて、いろいろな工事について、関係機関と調整を取りながら、工事の内容等含めて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

3 番。

3 番（ 高橋 満 ）

あまりしつこく聞く気はないのですが、この8月の豪雨の原因だけでない場合は、どのように対処するのか。その点について、内部で検討とかしておりますか。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

先ほど申した箇所に関して、いろいろと検討した経緯もございますので、先ほども発言させていただきましたが、関係する機関と協議をして、どういう形で進めるのが一番いいのかを判断していきたいというふうに考えます。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

3 番。

3 番（ 高橋 満 ）

それでは、よく調査をして、出費のできるだけない、これが単独の町費で臨むものですから、その点については十分考慮して対応していただければと思います。

以上です。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。9 番。

9 番（ 伊藤千作 ）

補正予算の35 ページです。工事請負費、約4億円計上しております。そして、この中で、資料によりますと、赤川のため池関連が約1億4,000万、この中に含まれているやに聞いております。

行政報告では、町長は、この赤川ため池について、今後も調査や関係機関との協議が必要となることから、復旧工事の完成は来年12月となる見込みというふうに述べておりました。そして、農林課によりますと、ため池は、下岩川地区の水田約30ヘクタールに用水路を供給しており、来年の作付は難しい状況だと、こういうふうに述べております。

これがなぜ来年の工事になるのか。そして、来年の作付になぜ間に合わないのか。そういうことになった理由は何でしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

赤川ため池の現状を見ていただければ一番分かるのかもしれませんが、堤体がかなりの部分崩壊しておりまして、水をためるためには、これから行うのはボーリング調査を含めて、どういう工法で水をためるためにやっていくのか。まして、これから冬に入ります。雪が降った状態で工事をすると、なかなかそういうため池等の施設に関しましては、崩壊を招く工事になりかねないと、凍った部分がどう影響するかとか、いろいろな部分がありますので、春先、要するに雪解けを待って施工する形になろうかと思えます。そうなると、あの規模では、1か月で堤体ができるとかそういう形にはなかなかできないというのが現実的だと判断しましたので、いずれ、赤川ため池に受益されている方々、土地改良区、その方々ともお話をしまして、そういうことであるという了解といいますか、現状がそうであるという認識は共通して持っておりますので、どういうふうに進めるのかを含めて協議を進めるという意味でございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

このため池の決壊については、私、現地調査をした際に、住民の皆さんから、被害者の皆さんからご要望をお聞きして、そして、県の知事に申入れのときに、私、特別この件について担当課に聞いているのです。要するに、来年の作付、非常にできないのではないかと現地が心配していたから、災害に遭った人が。だから、そういうときには何とするんですか、対策はありますかと、県の担当者に私直接聞いているんです。そのときに県の担当者はこういうふうに言っているんです。そのとき私に、その周辺の水系がどうなっているのか調査し、何らかの方法で農業用水を確保し、水田を作付できるように対応していきたいと、こういうふうに私に答えているんです。私とのやり取りで。多分、ため池を今、もう大がかりな工事だから、そういうことも、間に合わないこともあり得るだろうということもあるから、そうなった場合にはどういうふうに作付に向かう対策が取れるのかということで、直接、私、聞いてきたんです。ですから、この工事が間に合わないというふうなことになった次善の策として、町は、県とのやり取りで、何らかの対策を取れないのかというふうなことの打合せはやっていますか。これ、私さっき読んだように、言ったように、そのときは県は、担当者は、水系がどうなっているか調査し、何らかの方法で農業用水を確保し、水田の作付ができるように対応していきたいと、こういうふうに言っているんです。ですから、こういう立場で今、町は県とやり取りをやっているのかどうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

その県の担当者との詳しい協議の内容について、今、私が答弁できるような材料がないので、後ほどお答えさせていただければと思います。

議長（ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番（ 伊藤千作 ）

ですから、県の担当の課があるでしょうから、その人方とやり取りして、ため池の工事が、ため池ができるまでに、何らかの方法で作付できるような対応、対策ができないかということで、町と県と協議して、打合せして、間に合うように、多分打開策あると思うんですよ。そこを協議してもらいたいですけど。担当課と直接やったらどうですか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

お答えいたします。

災害の現場に立ち会った際に、そういうことについて、多分県の担当者の方とお話はさせていただいていると思います。その時点での見解と、調査を進めていく段階においていろいろと煮詰まった話をした上で、どういう手当てをしたかということについて、私、先ほど申しましたとおり、詳しい内容を存じ上げませんので、後ほど答弁させていただければと思います。

議長（ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番（ 伊藤千作 ）

担当課と町の農林課が、何とか打開策ができないかどうか、県と打合せ、対応してみてくださいよ。できるかもしれないじゃないですか。ため池ができて、あと作付ができないというふうなことで諦めるのではなくて、何らかの方法で作付できないかということを、県の担当課と打合せして、打開策を考えてください。

そして、もしこれがやれない場合、作付ができないときは、何らかの農家の方々への補償などは考えているんですか。あるんですか。そういう制度は。

議長（ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

その補償に関しましては、現時点において、制度的なものがないという形で現地の方にも回答させていただいております。

議長（ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 (伊藤千作)

そうすれば、作付できるように、かなり対応、対策考えていくということと同時に、補償としては、例えば、農水省が認めている水田活用交付金、こういうのは対象にならないのですか。

議長 (加藤彦次郎)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

お答えをいたします。

詳しいところは分かりませんが、制度的に違うものというふうに考えておりますので、対応できないのではないかなと思います。

議長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

調べておいてもらいたいんだけど、例えば、水田活用交付金の対象になる農作物が被害に遭った際は、播種不能や収穫ができなかった場合でも交付するというふうになっているんですけど、これが下岩川のため池の農家に該当するのか、しないのか。こういうのは該当しませんか。

議長 (加藤彦次郎)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

お答えいたします。

今、伊藤議員がお持ちになっている資料の内容を見ますと、我々のほうで災害に対して対応するときの文書に似ているのですが、それで間違いないでしょうか。

その件に関しましては、上物というか、県の条項にのっとった形で、別の対応をしている部分に該当するものであって、水田利活用というところとはまた若干違うのかなという感じがしておりますが、中身については、今精査させていただきたいと思います。

議長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

精査してもらいたいと思います。

それから、この農家の方々には、私、農家でないのであまり詳しくないのですが、収入保険ってあるそうですね。お分かりでしょうか。この収入保険というのは、白色申告者の加入は認めないとかという問題点がまずあるのですが、青色申告の人はこれが該当になるというふうに言っていますが、白の人は、今後まず対応できるような対策、対応は必要だと思いますけど、収入保険制度、これが政府の地方創生臨時交付金を財源にして、農家の収入保険掛金の補填をする自治体が増えているというふうに言われているの

ですけど、この三種町はこの補填に踏み出しておりますか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えいたします。

私の記憶だと、現時点ではそういう形では動いていないと思いますが、収入保険に関しましては、要するに掛けた年度が今年であれば補償されるのは翌年度ということになりますので、可能であれば5年度にその受益者の方々をそういう形で救えればいいのかなどはと思いますが、可能なのかどうか含めて、今手元に資料がありませんので、こういう答弁にさせていただきます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

そこも精査しながら、これは加入して2年後でないと該当しないというふうなそういう問題点もあるし、また、白色は駄目だと今の時点ではなっているようですけれども、それらも踏まえながら、町としても、今言ったように、この収入保険の掛金の補填を考えていったほうがいいと思うんですよ。これからもいろいろな農業の災害として出てくると思いますので、それらを含めて考えていったほうがいいのではないのでしょうか。

そういうことで、今回のため池の件、あるいは作付が来年度、いろいろやった上でできるような、そういう対策などもきちんと考えていってもらいたいなというふうなことで終わります。

議長（加藤彦次郎）

9番議員、農林課長から1点、答弁があります。

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをさせていただきます。

今議員から提案いただいたものを精査しながら、できればそういうふうな形をもっていけるように検討はしますが、ある程度のガイドラインというか線引きはしないと、やみくもに全部というわけにはいかないのは今までも同じでございますので、その辺はご了承いただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。8番。

8番（森山大輔）

何点か確認させていただきたいと思います。

まず初めに、資料1、補正予算の17ページ、3歳出、2款1項の4財産管理費についてお伺いします。こちらは上岩川小学校に今の改善センターの機能に移すということなのですけれども、1つ心配なのは、上岩川小学校もいずれ耐用年数を迎えることになると思います。そうすると、上岩川地区に町で用意した集会できるような施設というのが存在しなくなることが危惧

されますが、その場合にはどのように対応されるか、現時点で対策はお考えでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

琴丘支所長。

琴丘支所（渡邊裕子）

長 答えいたします。

確かに鉄筋コンクリートということで、まず耐用年限が47年ということで、旧上岩川小学校も令和11年頃にはその時期を迎えることになりますが、まず、今の時点では、三種町の公共施設計画にのっとり、先日も全員協議会で申し上げましたが、まず2つある拠点を1つにするということで同意を得ておりますので、まず、今使えるところを改修して利用していただきたいと考えております。

この後も住民のほうからは、できればシンボルとなるようなものを建ててほしいという要望もありますが、この後また住民と協議しながら検討していかなければならない事項だと思っております。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

今後、多分、いろいろ利用状況とか予算もあると思うのですが、やはりあれだけ広大な地域ですので、何かしらの施設は必要なのではないかと思います。その辺、今後引き続き検討していただければと思います。

続いて、同じページのモニュメント解体工事なのですが、こちら310万円、結構いい金額の解体工事になっていまして、その内容をご説明いただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

琴丘支所長。

琴丘支所（渡邊裕子）

長 モニュメントの基礎なのですが、コンクリートの体積、そして重量が、約、体積が34立米ほど、重量が85トンになります。主な工事内容としては、まずこのコンクリートの塊を破砕、運搬、処分するのが工事内容ですが、また、重機や車両が進入するための仮設道路、それから、コンクリートが今見えている箇所よりも下のほうに約1メートルほどまで埋まっているということが確認されておりますので、その掘削、それからまた掘った後の埋め戻しなどの工事もあります。そのようなところから、このような額になっているところでございます。（「モニュメントはどこにあるの」の声あり）

モニュメントは、琴丘保育園入り口付近の県道沿いにあります。天然杉を使用した、英語のXの形をした杉丸太のシンボルタワーでございます。

議長（加藤彦次郎）

8 番。

8 番 (森山大輔)

ご説明ありがとうございます。かなり大規模な工事になるということが分かりましたので、この質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、19 ページの1 項企画振興費のところの地域おこし協力隊リース料の減額になっているのですけれども、この減額となった理由をご説明いただけますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (工藤一嗣)

課長 お答えいたします。

当初予算では地域協力隊の活動車を1 台リースする予定としておりましたが、三種町の公用車の入替えに伴いまして、入れ替えるほうの車両を地域協力隊の活動車として引き続き利用することとしましたので、これのリース料が不要になったということでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

私の知る限り、かなり周辺の市町村でも活動車が1 人1 台与えられるようなのが一般的であったりとか、三種町でも、たしかかつてそうだったかと思うのですけれども、そうすると活動する上で車は必要不可欠な地域ですので、十分な車が行き渡っていれば問題ないかと思うのですけれども、この公用車を、公用車との共用ということになるのですか。専用になるのですか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (工藤一嗣)

課長 お答えいたします。

活動車につきましては、もともと1 台保有しておりました。今回、公用車の入替えに伴い、1 台、地域協力隊の活動の専用車として利用いたしますので、2 台、地域協力隊が活用して活動を行うこととなります。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

ありがとうございます。

そうすると、特に活動に制約は出ないという理解でよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (工藤一嗣)

課長 お答えいたします。

活動の制約はないものと考えております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

了解いたしました。

この地域おこし協力隊の活動費については、地方交付税、国のほうから交付されるものと思いますので、必要なものに関してはきちんと予算をかけて準備していただければいいのかなと思います。引き続きよろしく願いいたします。

続きまして25ページ、農業振興費の6次産業化施設整備支援事業補助金なのですけれども、こちらの使途をご説明いただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

昨今いろいろと新聞紙上でもにぎわっておりますが、漬物の加工に関する施設の関係でございます。昨年も後藤議員からいろいろご質問をいただいた部分がありましたけれども、県のほうで事業を創設いたしまして、今年度と来年度にそういう加工施設を整備する事業を実施しております。その分で4年度の事業として、三種町で1件、自宅にある加工施設を整備するというところで動く予定になって、まず来年の3月までの竣工を目指しております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ご説明ありがとうございます。

私も多分漬物かなと思って伺いましたのですけれども、かなり秋田の食文化の大事なもので、全国的にもニュースになったりしておりますし、こういった支援があるのはいいことだと思います。今回伺った個人宅でそういったものをやる場合にも支援がなされるということが理解できましてよかったのですけれども、今後、これはほかの農家さんとか、それ以外の家庭もあるかもしれないのですけれども、個人的に加工場を造りたいというようなときには、同じような形で来年度にかけて支援するという予定でしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

先ほどお答えさせていただきましたが、今年と来年が県の事業でございます。来年度に手を上げるためには、今年の10月までにということで期限を切って関係者の皆さんにお知らせをいたしました。その時点で2件希望があって、そのうちの1件が今年度に回って、来年度に1件あります。その予定になっておりますが、あと自力でやられるという方もいらっしゃいますの

で、その辺はこちらの予算とは関係ない部分になろうかと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

了解いたしました。

これ、県のほうでこういう事業をやっているということでありますけれども、継続して漬物づくりを頑張りたいという農家さんがいれば、ぜひ継続して町としても支援の方策があれば、考えて応援していただければありがたいなと思います。

続きまして35ページ、先ほどの豪雨災害の復旧のところですが、昨日頂きました補足資料の4枚目のところです。農業用施設の項目の16番以降のところを見ると、大体15件ほどの工事が載っているのですが、全ても、全て240万、250万ぐらいの工事費の見積りになっている、被害額の見積りになっているのですが、これは全てたまたまこういう同じような数字になったということの理解でよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

先ほど最初のほうでも答弁させていただきましたが、あくまでも予算ベースでございますので、これからこの16番以降は設計等が始まるということで、事業費が確定すれば、当然異同があるということでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

そうしますと、個別に見積りをする前に、大体このぐらいの金額を見ておけばいいのではないかというような概算で取りあえずここに記載してあるという理解でよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

はい、そのとおりでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

了解いたしました。

以上で質問を終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

11 番。

11 番 （ 荒谷要伸 ）

17ページ、モニュメントの解体工事の件ですけれども、先ほど森山議員も質問していましたけれども、私のほうからは違う視点から、気になったものですから質問させていただきます。

解体をする要因、老朽化がそうだと思いますけれども、そのほかに何か原因があるのか。私としての考え方は、せっかく町の財産、解体するよりは再利用したほうがいい。今あれを建てるとなれば、かなりのお金がかかる。そしてまたコンクリートがそんなに傷んではない。あそこの町の場合、設置場所は、高速インターの南側の入り口。多分、三種町に来ているお客さんの7割近い、私の勝手な想像ですけれども、が来ていると。そこの窓口に、何かにかの町のそういうふうなモニュメントがなければ、私は寂しいのではないかなと思います。その観点から、それをどうして解体するのか、教えてください。

議長（加藤彦次郎）

琴丘支所長。

琴丘支所（渡邊裕子）

長 土地が民地であるために、原状復帰してお返ししたいと思っているところです。

あとは、先ほども出ましたが、老朽化しております。剥がれ落ちて人に当たる危険性もあり、住民からは撤去要望もあります。近くには保育園もあり、安全性と住民の不安を取り除くために撤去したい考えです。

議員おっしゃるとおり、コンクリートを残して、そのまま使うという方法もあるのかなとこちらでも検討したのですが、土地が民地であるために、そこはこのままの状態ではなく、原状復帰してきちんとお返ししたいということに至りました。どうかご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

民地だということですからけれども、その琴丘時代にそれは賃貸契約はしたと思いますけれども、今はその方は健在で、持ち主はちゃんと把握できているのですか。

議長（加藤彦次郎）

琴丘支所長。

琴丘支所（渡邊裕子）

長 3人の共有名義なのですからけれども、生存者はなく、相続登記もされていない状態と確認しております。この解体したときには、相続権利者という方が町内にいるようなので、撤去後の確認をしてもらう予定です。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

それでは、その3人の地権者がいるということで、事前に解体してお返し

しますというふうな流れは決まっているのですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

琴丘支所長。

琴丘支所（ 渡邊裕子 ）

長 3人の地権者の方は亡くなっておられますが、この後、きちんと町の土地ではなく民地だということで、原状復帰してお返ししたいということです。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

11番。

11番 （ 荒谷要伸 ）

基本的に解体してお返しするというのが前提で話が進んでいるような気がしてなりません。小さい土地、三角で、返されても使い道のない土地だと思います。どうせならあの場所を買上げて、土台を利用して、例えば、ようこそ三種町へとか、反対側には、またお越してくださいとか、そういうのは他市町にもほとんど存在していますけれども、我が町にはそういう看板が一切ないということは、私は寂しいなと。どうせならもう少し利活用して、あの構築物も財産です。財産を利用して、またそれから新しい利益を得るというのがこれからのやり方だと思いますので、そこら辺をどのようにお考えですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

琴丘支所長。

琴丘支所（ 渡邊裕子 ）

長 以前、今はもうないのですが、看板があったように聞いております。ただやはり、さびて撤去したということを知っています。もしまた看板を立てたとしても、この後、また何年か後にまた壊れて、撤去という状態にまたなりかねないということで、何とか今回は撤去ということでお願いしたいと思っています。現在、このモニュメントの付近には、県道で冬期間通行止めの看板も設置されている状況でございます。看板については、この後、立てるということではなく、このままで、撤去というところで進めていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

11番。

11番 （ 荒谷要伸 ）

内容はよく分かりました。そもそも町のスタンスが、壊してしまえと。それから何とかするのではなくて、お金をかけずにこれから再利用してどうするかと、これがこれからの経営の中には用いられなければいけない、そういうふうな考えだと思いますので、今回はそれで決まったということで、私はいいのですけれども、これからいろいろなそういうふうな事案が発生してきます。そういうときにはやはり、いかにお金をかけないで、それをうまくまた使って、それから利益を出すとか、どういうふうにお客さんにアピールするか、これを今後やっていただけたらと思いますので、よろしく願いいた

します。

私からは以上です。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。10番。

10番（清水欣也）

13ページをお開きください。一番下段の寄附金の企業版ふるさと納税寄附金50万円、この件についてです。

まず1つは、企業版となっているわけですので、これは総務省の事業認定を受けて進むわけですが、これはどのような事業認定をしてもらって、この50万円を手に入れたかということをお聞きしたいということです。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 お答えいたします。

企業版のふるさと納税につきましては、企業が自治体に寄附した場合に特例を受けられるという制度でございます。町の総合戦略に基づきまして、町が地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受けた場合、そこに記載されている事業について企業が寄附していただいた場合に地方税法の特例を受けられるという内容になってございます。

昨年度、町は、総合戦略に基づきまして地域再生計画を令和4年3月31日付で認定をいただきました。それに基づいて、今回、企業版のふるさと納税の寄附を申し出る事業者がありましたので、今回予算化したところであります。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

その事業認定の件については分かりますので、そういう事業認定を受けたとすれば、どういう事業を認定していただいたのかというその事業内容をお聞きしたいという質問です。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 お答えいたします。

町の事業認定を受けた事業についてでございますが、4点について認定いただいております。1つは、若者が定住し賑わう戦略に資する事業。具体的な事業例では、定住支援とか若者活動支援、森岳温泉活性化事業、地域活性化イベント事業などを想定してございます。2点目は、稼げる産業をつくる戦略事業として、具体的な事業としては、スマート農業導入推進事業等、農業の人材育成、そのほか、森岳じゅんさいの活性化、地域雇用創出事業な

ど、そういう事業を想定してございます。3点目は、みたねの子ども育成戦略。これにつきましては、子育て包括支援センター事業、ランドセル支給事業、通学費、給食費の助成等の事業を想定してございます。4点目が住民と連携した地域戦略。具体的な事業としては、自治会の助成金事業、集会所等の施設整備事業、住民共助による地域づくり活動支援事業。

このような事業を想定し、その4つの事業に充てる寄附を頂いた場合は、この企業版のふるさと納税としての税額控除を受けられるという内容でございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

これは我が町では初めての取組で、よくやりましたねと申し上げたいと思います。

これは、私、以前からJ-クレジットと企業版ふるさと納税を、三浦前町長時代から申し上げてきたのですが、次に再造林のところでも申し上げますけれども、この2つはよく実現できたと、私は非常に感心しているのですよ。今回このふるさと納税も実現できました。それで、このふるさと納税の、これから納付されると思うのですが、この企業さんは、まだ事業主さんは決まっていないわけですか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 具体的な事業としては決まっております。町内に関係する。（「企業主さん」の声あり）企業主さんは決まっております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

分かりました。よくここまでこぎ着けたと思っております。

それで、基本的にこのふるさと納税のことについてですけれども、寄附を受けるためにいろいろなことを考えているわけです。これは国のほうで推奨したやり方なのですが、最近では旅先納税なんて、これは男鹿市で脚光を浴びた事業なののですが、そういうこともあります。それから最近では再エネ、再生可能エネルギーに基づく電力を使ってもらえば、その電力を返礼品として差し上げるというような、そういうようなやり方もあるわけです。つまり電気料をただにしてあげますよと、私たちがつくった再エネを利用すれば、再エネを返礼品として差し上げますよなんていう、そういう事業まで出てきたわけです。

町長にお伺いしたいのですが、私は、実はこのふるさと納税には非常に疑問点を持っておりまして、何をお返ししたらいいか、何をあげたらいいか、もうきゅうきゅうとして、そういう状況で、なおかつこのふるさと納税

をお願いすると、こういう立場と言えばいいか姿勢と言えばいいか、そういうことで非常に私は疑問点。それよりもむしろ、正々堂々と別の納税とか税収とか、いろいろな形の収入源を考えたほうが、より私は正道だと思っているのですけれども、そこで町長にお伺いしますが、ふるさと納税を受けるために、これから、いろいろな対策、返礼品をするためのいろいろな手法をこの町も考えていこうといういろいろ画策しているものですか。町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）
お答えをいたします。
昨日の一般質問でもありましたとおり、まず、今ポータルサイトを中心にふるさと納税はやらせていただいております。基本的にこのスタイルでいきたいと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
10番。

10番 （ 清水欣也 ）
すみません。ちょっと最後のほう聞き取れなかったものですから、もう一度お願いいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）
基本的に、これまでどおりの形でいきたいと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
10番。

10番 （ 清水欣也 ）
これまでどおりと申しますと。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）
ポータルサイトを利用したふるさと納税の受付をやって、地元事業者から返礼品をお届けするという形でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
10番。

10番 （ 清水欣也 ）
分かりました。
それでは次に入ります。25ページをお開きください。一番下のほうの再造林の補助金のことについてであります。ここでは再造林とJ-クレジットのことについて質問をしたいと思います。

まず、再造林のこの補助金については、これはどこにその補助をするので

しょうか。まずそれを１つお聞かせください。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えいたします。

申し訳ありません。私、今その辺の知識を持ち合わせておりませんので、お待ちいただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

１０番。

１０番（清水欣也）

再造林というその仕組み、言葉が最近はやり出したわけですよ。例えば、今秋田県では、この再造林の仕組みを新たに全国で初めてつくり上げました。これと今回の再造林の補助金は、どう関係あるかということを、次に質問したかったわけです。いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

申し訳ありません。併せて確認の上、お答えさせていただきたいと思えます。

議長（加藤彦次郎）

１０番。

１０番（清水欣也）

今、秋田県では新たな仕組みをつくりました。山林の所有者が管理をしていけないものを県が受け取って、山林経営者が代わって管理、それからその経営をするというシステムです。どちらにも県から補助金が行くわけです。そういうことで山林の再生を図ろうと、そういうことが目的です。能代市も今年から始めました。大々的に航空調査を能代市も始めました。そういうことで、これからこの新しい森林経営の形が進むと思うのですが、我が町もその方針に乗った今回の補助金なのかどうかということを、ぜひ知りたかったということでもあります。

まだ、その回答がないので、次に進みますが、この再造林がこれからだんだんだんだん進んでいけば、私、Ｊークレジットの事業に結びつけていけるのではないかと、そういうような発想をしているわけであります。再造林と併せて、たしかＪークレジットの制度は間伐と再生も対象になるはずですので、この再造林を進めていくと同時にＪークレジットへの参加の事業を展開していけるのではないかと、そういう気がしているのです。

町長、ご存じかもしれませんが、私たちの町はＪークレジットに参加した経緯があるわけです。今その権利を持っているわけです。たしか販売権がまだ５００万ぐらい残っているという話を伺いました。実は、これは三浦町長時代に、私が一般質問でこの制度を提案いたしました。そうしたら三浦町長

が、これはやりますというふうに約束したのです。それが実現したと。ただ、これも大変な苦勞をしたと思います。これを実現させたということで、私はこれは非常によく頑張った事業だなと思います。公的な交通体系政策もそうですけれども、このＪークレジットも非常に私は頑張ったと思っています。

それで、この再造林を一生懸命やって、それから、併せてＪークレジットに結びつけていく。そういう考えに立てないだろうかということで、この再造林を我がほうはもっと進めていくべきではないか。新しい方向だと思いますので、町長の心積もりをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

Ｊークレジットについては、まだ、権利を持って、そのまま役場のほうで、林務係のほうで管理をしておりますので、決してやめているわけではないということを、まず申し上げておきたいと思います。

再造林につきましては、今般、やはり山林の伐採が続いておりますので、大変私のほうも危惧しているところであります。これまで森林環境税を含めて、そういう活用のために必要な部分は、適用できる部分はやっていかなければいけないと思っていますし、今般の災害についても、やはり山の荒廃というのは、そういう影響もあるのだろーと思いますので、そういう意味では積極的に取り組んでいくべき事業だと思っています。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

１０番。

１０番 （ 清水欣也 ）

ぜひ、この再造林は進めていっていただきたいと思います。我が町にとっても、新しい方向ではないかという気がいたします。今までとは違った形の方向が見えてきたように思います。どうかそういう意味で、ひとつこの方向にぜひ積極的に進んでいっていただきたいと思います。

以上であります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

場内換気のため、１１時１０分まで休憩いたします。

午前１０時５７分 休 憩

午前１１時０９分 再 開

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

会議を再開します。

先ほど9番、伊藤千作議員からの質問に対し、答弁が保留されております。農林課長より答弁を求めます。

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

伊藤千作議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、赤川ため池の関係でございます。県の担当者が来町された際に、ほかの水の手当てができないものかとか、いろいろ検討した上で対策を講じるというようなお話をされたことを受けまして、地元の土地改良区の関係の方々と一緒に10月に町の担当が出向いてお話をさせていただいております。その中で、付近を流れている添畑川、三種川からのポンプ等による揚水、それから、ほかの近隣にあるため池の水を使えないかとか、いろいろな部分で検討したそうです。その結果、やはりその面積をカバーするには容量的に不足するということで、断念せざるを得ないというような結果で、今回のような進め方になったというふうに聞いております。

続きまして、その補償的な部分でございますけれども、水田利活用の交付金に関しましては、該当が難しいということもあります。

また、収入保険の関係にしましても、収入保険だけでなく、ナラシ対策に入られている方とのバランスとか、いろいろ考えた上で進めなければなりませんので、現時点ではまだ難しいかなというふうに考えているところでございます。

また、作付ができない部分に関しまして、ソバ等をつけて、転作の補償金、1反部当たり2万円出るのですが、これをやったらどうかという提案も出たわけですが、収穫の手間、その他いろいろ播種から何から経費を考えると、2万円をもらっても間に合わないほうが大きいということで、補償を受けても赤になるのではなかなか対応難しいということで、今のところできていないというのが現状でございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

9番。

9番（ 伊藤千作 ）

説明はよく分かりました。

まず、最後まで努力していただいて、例えばこの収入の件、そういう点で何らかの方法がないかを含めて努力していただいて、最終的にはやっぱりきちっと町で補償するようなことを考えてほしいんだよね。被災農家のことを補償して、収入を考えていくとなれば、あといろいろなことを考えて、ないとなれば、きちっとやっぱり町で補償していくというふうなことを、最後に考えてほしいと思いますけど。

議長（ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

先ほど来答えているのは、今の時点での考えでございますので、財政当局と相談をしながら、被災された方々の補償にできるように検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（「はい、終わります」の声あり）

議長（加藤彦次郎）

10番、清水議員からの質問に対しても答弁が保留されております。農林課長より答弁を求めます。

農林課長（工藤伸也）

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、25ページの補助金の関係でございますが、これは民有林の伐採をした後に造林をする補助金でありまして、事業主体が森林組合であります。その分の10%かさ上げの補助金であります。

先ほど清水議員がおっしゃられましたレーザー測量の関係ですが、三種町でも来年度から実施して、いろいろな方策を考えていこうという体制を取ろうと思っております。

それから、Jークレジットの関係ですが、前町長のときに、町の町有林の間伐事業がありました。その際に発生したCO₂吸収量を計算しまして、いろいろと業者から買い上げる方法を取っていただいて対応したわけですが、なかなか価格の折り合い等がうまくいかず、それで、確かに議員おっしゃるとおり、我々のところに保留されている部分もあるのですが、残念ながらうまくいかなかった部分があります。

それと、再造林となりますと、小さい木を植えるということなので、間伐よりは吸収量が少ないので、若干効率が落ちると。そういうようなところはありますが、令和5年度から県の林業公社でいろいろ事業を進めるということですので、それを参考にしながら、今保留されている部分も含めて、我々のほうでアピールできるようなところがあれば、そういうふうな活用をして、積極的に動けるように勉強したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

10番（清水欣也）

本当に最後になりますが、この話を出したのは、つまり今、県も各市町村も、再造林に向かっていろいろなアイデアを出しながら頑張っていこうという、そういう機運になっております。我が町も、今の話のように、調査も入るようですけれども、これを一生懸命やって、そしてJークレジットに結びつけていくことによって、今度作成する実行計画にいろいろな計画としてのせていけることになるので、今回のこの再造林は、その出発点になると、そういうような発想で今質問をしたわけでありまして。

以上であります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第４８号「令和４年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

日程第３．議案第４９号「令和４年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第４９号「令和４年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第５０号「令和４年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第５０号「令和４年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第51号「令和4年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。10番。

10番 (清水欣也)

11ページをお開きください。修繕料として100万円を計上しております。この財源が、一般財源として100万円であります。これが温泉使用料の100万円ということになっています。

そこで質問です。1つは、この修繕料というのは、何を修繕しようとしているのかということと、2つ目は、その財源として使用料が100万円入るというふうになっていますが、単純に、対応財源がないものだから100万円にただけの話で、実際に使用料は入るのかどうか。これは空手形ではないかという質問であります。いかがでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

最初の修繕料の内訳でございますけれども、主に古い温泉管が漏れた場合に、それを修繕しているということでございます。そのほかにも、塩分が強いので、ポンプとかの金属部品もかなり腐敗しますので、そういう修繕にも使用しております。

また、使用料金の歳入につきましては、前年度にコロナによる猶予申請のありました使用料金が、今年度全額入金になったということで、収入の増額が見込めるということで予算を補正しております。

以上です。(「以上です」の声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第51号「令和4年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

議長 (加藤彦次郎)

会議を再開します。

ただいま、12月6日に町長から提出された議案第52号について、訂正したいとの申出があります。

議案第52号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第52号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時24分 再開

議長 (加藤彦次郎)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1. 議案第52号訂正の件を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

本定例会に提出いたしました議案第52号「令和4年度水道事業会計補正予算」の訂正についてご説明いたします。

本件は、補正予算における実施計画の内訳中、収益的支出に誤りがあったため、訂正させていただくものでございます。

議員の皆様におかれましては、ご許可くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長 (加藤彦次郎)

町長の訂正理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第５２号訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５２号訂正の件は許可することに決定しました。

日程第６．議案第５２号「令和４年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第５２号「令和４年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

日程第７．議案第５３号「令和４年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第５３号「令和４年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 5 4 号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 5 4 号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 5 5 号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 5 5 号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0. 議案第 5 6 号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第５６号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

日程第１１．議案第５７号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第５７号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

日程第１２．議案第５８号「三種町職員の定年等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第５８号「三種町職員の定年等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 59 号「三種町職員の降給の事由に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 59 号「三種町職員の降給の事由に関する条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 60 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 60 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 61 号「三種町印鑑条例の一部改正について」を議題

とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 6 1 号「三種町印鑑条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 . 議案第 6 2 号「三種町立保育園設置条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 6 2 号「三種町立保育園設置条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 7 . 議案第 6 3 号「三種町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第63号「三種町水道事業給水条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
日程第18．議案第64号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第64号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
日程第19．議案第65号「秋田県及び三種町における生活排水処理事業の運営に係る連携協定の締結に関する協議について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第65号「秋田県及び三種町における生活排水処理事業の運営に係る連携協定の締結に関する協議について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第20．陳情付託委員会の審査報告及び発委第7号から発委第11号までの上程を行います。

初めに、総務常任委員会の報告及び説明を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（伊藤千作）

総務常任委員会に付託された陳情については、12月6日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第9号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」については、洋上風力発電施設の設置基準など、賛同できる趣意もあるが、県及び市町村の財政事情などを勘案すると実現の可能性が低いものと判断し、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第11号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第11号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書について」を提出しますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長（加藤彦次郎）

総務常任委員長の報告等を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

総務常任委員長は自席へお戻りください。

次に、教育民生常任委員会の報告及び説明を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生（堺谷直樹）

常任委員長 教育民生常任委員会に付託された陳情については、12月6日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第5号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第6号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第7号「介護保険制度の改善を求める陳情書」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第8号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第7号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について」、発委第8号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書について」、発委第9号「介護保険制度の改善を求める意見書について」、発委第10号「学校部活動の地域移行に関する意見書について」を提出しますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長（加藤彦次郎）

教育民生常任委員長の報告等を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

教育民生常任委員長は自席へお戻りください。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設（高橋 満）

常任委員長 産業建設常任委員会に付託された陳情については、12月6日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第10号「米余りを解消し、食糧自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情」については、水稻収穫量調査の基準値の見直しなど、賛同できる趣意もあるが、くず米の取扱いが米余りの解消・食糧自給率の向上につながるということには合理性がないと判断をいたしました。よって、不採択とすべきものと決定しました。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長（加藤彦次郎）

産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

産業建設常任委員長は自席へお戻りください。

以上で陳情付託委員会の審査報告等を終わります。

日程第21．陳情第5号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第5号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22. 陳情第6号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第6号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第23. 陳情第7号「介護保険制度の改善を求める陳情書」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第7号「介護保険制度の改善を求める陳情書」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第24. 陳情第8号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第 8 号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第 8 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 25. 陳情第 9 号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第 9 号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって原案について採決します。

この表決は、起立によって行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

起立少数です。よって、陳情第 9 号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第 26. 陳情第 10 号「米余りを解消し、食糧自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第 10 号「米余りを解消し、食糧自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって原案について採決します。

この表決は、起立によって行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

議 長（加藤彦次郎）

起立少数です。よって、陳情第10号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第27. 陳情第11号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第11号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第28. 発委第7号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第7号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 発委第8号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書について」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第8号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 30. 発委第 9 号「介護保険制度の改善を求める意見書について」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第 9 号「介護保険制度の改善を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 31. 発委第 10 号「学校部活動の地域移行に関する意見書について」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第 10 号「学校部活動の地域移行に関する意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 32. 発委第 11 号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書について」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第 11 号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 33. 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和 4 年 12 月三種町議会定例会を閉会します。

午前 11 時 57 分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加 藤 彦次郎

三種町議会議員 荒 谷 要 伸

三種町議会議員 三 村 眞